

令和7年4月25日

保護者の皆様

小林市立栗須小学校 校長

学校における児童の携帯電話等の取扱いについて

春陽の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育へのご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、学校における携帯電話の取扱いについては、令和2年に文部科学省からの通知があり、その中で、「携帯電話は学校における教育活動に直接必要なない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。」とされました。小林市教育委員会からも携帯電話を巡る問題を未然に防ぐ観点から、学校における携帯電話の取扱い、情報モラルについて充実を図るよう通知が届いており、本校でもその通知に従い、児童への指導を行ってまいりました。

しかしながら、その後の全国調査で、当時と比べて携帯電話等の所持率が高まったことや、災害発生時や犯罪に巻き込まれた時の緊急の連絡手段として有効と考えられる一方、ネットいじめの深刻化などの課題も見られるため、児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等について、改めて検討がなされています。

本校では、そのような情勢を鑑みながらも、家庭の事情により、どうしても登下校時に児童が携帯電話等を持参しなければならない場合がある家庭のみ学校への携帯電話等の持込み申請を行っていただくようにしました。下記内容をご承諾いただける方においては、携帯電話等の持込みについての申請をお受けいたします。「携帯電話持込許可申請書」が必要な方は、担任にお知らせ下さい。以下、学校の方針と注意事項を記載しましたので、申請の必要な方は、下記内容にご同意の上、申請書を提出して下さい。

なお、単年度の申請許可とさせていただきますので、次年度も必要な方は、改めて申請していただくようお願いいたします。

記

- 文部科学省及び小林市教育委員会の方針に基づき、携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要なものであるから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止となっていることをご承知下さい。
- 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合は、保護者から学校へ許可申請をしていただきます。申請が認められると、例外的に持込みを認めることとします。申請は随時受け付けております。申請書が必要な方は、担任へ連絡をお願いいたします。
- 学校での授業時間中の携帯電話等は、児童のランドセルにて保管していただきます。
- 携帯電話等の紛失、盗難、破損等のトラブルについての責任は一切負いかねますので、ご家庭の責任で持たせて下さい。
- やむを得ず、校内で使用する場合は、担任の許可のもと、指定された場所で使うようにします。
- 登下校中の歩きながらの使用はしないように、ご家庭でも十分注意をお願いいたします。
- 必要以外に校内で使用する様子が見られた場合は、許可申請を取り消します。
- 持込みする理由がなくなった場合は、すぐに学校へ連絡をお願いいたします。

※ 何かご不明のことがございましたら、教頭（44-1121）までご連絡をお願いいたします。